

公用車を活用したEVカーシェアリング事業仕様書

1 趣旨

この仕様書は、公用車を活用した電気自動車（以下、「EV」という。）カーシェアリング事業（以下、「本事業」という。）に係るプロポーザル参加事業者募集を実施するにあたり、本事業において事業者が担う業務の内容について定めるものとする。

2 実施期間

契約締結日から令和11年3月31日まで（予定）

なお、事業の実施にあたり、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」という）」の活用を前提とする。補助申請について、事業者が支援するものとする。

3 実施場所

逗子市役所（神奈川県逗子市逗子5-2-16）敷地内

4 業務内容

(1) EV1台の調達及び市へのリース

- ・ 調達するEVは、外部からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指す。（ただし、プラグインハイブリッド車は除く。）
- ・ CEV補助金の補助対象となっている普通電気自動車とする。またその補助金を活用して車両を調達する等し、可能な限り低廉なレンタル価格を提示すること。
- ・ 車両は事故の損傷を軽減させるための先進的な安全装置を装備していること。
- ・ 1度の充電で逗子市及び近隣市町を周遊できる十分な走行距離（200km程度）を有し、非常用電源として外部への電力供給が可能な車両であること。
- ・ 次に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。
 - ア 定期点検（6か月毎）
 - イ 法定点検
 - ウ 車検整備
 - エ 故障修理
 - オ タイヤ交換（必要に応じて）
 - カ 消耗品交換及び補充
- ・ 事業者は次に掲げる費用を負担すること。
 - ア メンテナンスに要する費用
 - イ 自動車税
 - ウ 自動車重量税

エ 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

※ 任意保険について、車両時価・対人対物無制限・搭乗者1,000万円の補償内容を最低限含むこととする。

(2) EVを用いた市民等へのカーシェアリングサービスの運用

- ・ 平日は逗子市に対して公用車として、「逗子市の休日を定める条例」（平成元年逗子市条例第21号）に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。）は市民や観光客等の移動手段として、カーシェアリングサービスを提供すること。
- ・ シェアリングサービスの提供期間は、利用開始から令和11年3月31日までとする。ただし、シェアリングサービス運用継続の是非及び運用方法等については、逗子市と協議のうえ決定するものとする。
- ・ カーシェアリングサービスは、次の事項を満たすこと。
 - ア 車両管理及び利用者情報管理等に係るカーシェアリングシステムの構築と運用
 - イ 前項と連動した料金精算に係るシステムの構築と運用
 - ウ 車両の予約、車両の施錠・解錠に係るシステムの構築と運用
 - エ 定期的な洗車、車内清掃、メンテナンスが実施できる体制の構築と運用
 - オ 利用予定日時点の充電量と走行可能距離を確認することができるシステムの構築と運用
 - カ 車両への充電で最大需要電力がなるべく上昇しないよう抑制するための充放電制御システムの構築と運用
 - キ 車両の施錠時に、充電忘れを防止するための対策が施されていること。
 - ク 問い合わせや事故・車両トラブル等へのサポート業務
 - ケ その他車両の運用管理等に必要な事項

(3) 実施体制の整備

- ・ (1)及び(2)の運用に必要な業務実施体制を整えること。
- ・ 業務実施体制図の作成（複数の事業者で行う場合は、各々の分担を明確にすること。）

(4) 駐車場整備業務

- ・ (1)及び(2)の運用に必要な駐車場の整備を行い、次の事項を満たすこと。
 - ア 車両1台の駐車場・充電設備の整備及び外部給電器の調達（別紙「位置図」、「配線図」、「幹線系統図」、「動力負荷表」及び「参考写真」参照）
 - イ 市役所敷地内における誘導看板等の設置
 - ウ カーシェアリング駐車場と一目で分かる舗装・ペイント等の路面標示
 - エ その他カーシェアリング駐車場整備等に必要な事項
 - オ 既設の予備開閉器（MCB3P（100AF100AT））の撤去
- ・ 充電設備の整備については、既設の開閉器（バッテリー充電用MCB3P（50AF30AT））の使用は必須ではなく、配線及び電気設備の改良方法も検討したうえで、合理的な整備を実施すること。
- ・ 特に充電設備の設置に必要な電気工事については、市役所が停電となる令和4年11

月23日(水) (勤労感謝の日) に実施すること。

- ・ 事業者は、EVの充電設備の整備に関し必要となる東京電力パワーグリッド株式会社等への申請手続き及び工程調整等を遅滞なく行い、その都度市に報告すること。

(5) 広報・PR等業務

- ・ 逗子市とともに、カーシェアリング利用促進のため、次の事項を実施すること。
 - ア カーシェアリングの周知・定着に向けた広報・PR等
 - イ カーシェアリングの利用状況の把握及び分析を基とした業務改善提案に繋がるデータの収集並びに逗子市への提供
 - ウ その他広報・PR等業務に必要な事項

(6) 利用状況等に関する報告

- ・ 事業者は、カーシェアリングの利用状況等のデータ収集し、逗子市に報告すること。

5 事業開始時期について

事業者は、EV1台の調達及び市へのリース並びに市の休日に市民等へのカーシェアリングサービスの実施を、契約締結日以降のできるだけ早い時期に開始できるように努め、遅くとも令和4年度下半期（3月まで）に開始すること。

6 支払い方法について

(1) EV賃借料

- ・ 毎月末を締め日として、市はEV1台の賃借料を毎月支払う。この場合、市は、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45日以内とする。
- ・ 平日（公用車利用時）の充電により発生する電気料金は市が負担する。

(2) 駐車場整備業務（EV充電設備費（工事費含む））

- ・ 事業者は、EV充電設備の設置が完了したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができ、市は、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45日以内とする。

7 その他

- ・ 事業者は、逗子市と公用車を活用したEVカーシェアリング事業に係る協定を締結し、十分協議の上、本事業を実施するものとする。
- ・ 事業期間におけるEV1台分の駐車場については、公有財産の使用料を免除するものとする。
- ・ 事業者は、逗子市の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。
- ・ 事業者は必要な資料については、必要に応じて逗子市に提供することができる。

- 本業務の遂行にあたり、事業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- 事業者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ逗子市の承認を得ること。
- 本仕様に記載されていない事項が発生した場合、または本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、逗子市と協議することと。

以上